

全 国 森 林 計 画 (案)

農 林 水 産 省

目 次

まえがき	1
森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1 森林の整備の基本的な考え方	
2 森林整備の目標	
森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	10
1 施業に関する基本的事項	
2 資源の循環利用林の施業に関する事項	
3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画	
公益的機能別施業森林の整備に関する事項	13
1 公益的機能別施業森林の設定の考え方	
2 公益的機能別森林施業に関する事項	
3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林	
林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	16
1 林道の開設に関する計画	
2 搬出の方法を特定する森林	
森林施業の合理化に関する事項	17
森林の土地の保全に関する事項	18
保安施設に関する事項	19
1 保安林の整備	
2 保安施設事業	
森林の保健機能の増進に関する事項	20
1 保健機能森林の設定の方針	
2 保健機能森林の整備の方針	
3 その他必要な事項	
第1表 森林の有する機能毎の整備の目標及び重視すべき機能に 応じた森林の区分毎の森林整備の基本方針	4
第2表 森林整備の目標	8 - 9
第3表 計画量	22 - 23
第4表 伐採の方法を特定する森林の指定基準	24 - 25
第5表 林地を改良する必要のある森林，搬出の方法を特定する 森林並びに林地の保全に特に留意すべき森林の指定基準	26 - 27
別 紙 全国森林計画広域流域位置図	28

まえがき

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球的規模での環境問題への関心の高まりを背景にした地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まってきており、国民の要請は一層高度化・多様化するものと考えられる。

このような国民の期待の高まりに応えて、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

一方、我が国の森林資源の状況を見ると、人工林の造成は1千万haを超えて目標がほぼ達成され、一部では伐期を迎える等成熟化してきているが、その多くがまだ育成段階にあり、また、天然林についても、林分構造が低位にあるなどその資源内容が必ずしも十分なものとなっていない。

このような現状の下で、上記のような課題に応えていくためには、木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健・文化・教育的な利用といった公益的機能の発揮に対する要請及び多様な木材需要に対応するための育成複層林施業の計画的な実施、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備の推進を図ることが必要である。

なお、全ての森林は多様な生物の生息、生育地として生物多様性の保全に寄与するとともに、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることに十分配慮して森林整備を進める必要がある。

また、生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、健康的な活動の場、野外教育や環境教育の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場、都市・山村交流の場として森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

さらに、これらの森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組むことが必要

である。

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、森林の整備の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。計画の策定に当たっては、水系等の自然的条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案し、別紙のとおり全国の区域を分けて44の広域流域を定め、広域流域ごとに森林整備の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めることとした。この計画の計画期間は平成9年4月1日から平成24年3月31日までである。

なお、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の策定等に当たっては、この計画に即して、森林、林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林の整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、木材等生産、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を、地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能、山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能、保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとし、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとする。

なお、森林の有する機能毎の整備の目標及び重視すべき機能に応じた森林の区分毎の森林整備の基本方針については、第1表のとおり定める。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

第1表 森林の有する機能毎の整備の目標及び重視すべき機能に応じた森林の区分毎の森林整備の基本方針

区 分	森林の有する機能毎の整備の目標	重視すべき機能に応じた森林の 区分毎の森林整備の基本方針
水 土 保 全 林	【水源かん養機能】 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等の治山施設が整備されている森林 【山地災害防止機能】 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林、又は、山地災害危険地区周辺の森林その他災害の防止に資する森林等で、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定供給を確保する観点から、水源かん養、山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進することとする。 具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木のおう盛な成長や下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進することともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等の治山施設を整備することを基本としつつ、森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導や伐採にともなう裸地面積の縮小、分散を基本とする。
森 林 と 人 の 共 生 林	【生活環境保全機能】 大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林 【保健文化機能】 原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、又は、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進することとする。 具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意する。
資 源 の 循 環 利 用 林	【木材等生産機能】 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視するものであり、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」の区域とする。 本区分の森林については、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

2 森林整備の目標

森林整備の推進に当たっては、1に定める森林整備の考え方を踏まえ、各広域流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、特に以下の事項に留意して、森林の整備を計画的に推進することとする。

また、計画期間において到達すべき森林資源の状態及び林道の整備率を第2表のとおり定める。

- (1) 全般に寒冷な気候下にあり、育成単層林施業の適地が限られる北海道の各広域流域については、天然力を活用した施業を主体として多様な森林の整備を推進することとする。特に、大径材生産を目標とする育成複層林施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努めることとする。

（該当広域流域：天塩川、石狩川、網走・湧別川、十勝・釧路川、沙流川、渡島・尻別川）

- (2) 積雪量は比較的少ないものの、気候が冷涼である本州東北部の太平洋岸の各広域流域については、育成単層林について除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林施業への転換を推進することとする。

また、コナラ等が多く存する森林については、しいたけ原木等を生産目標とする育成単層林施業等を推進することとする。

（該当広域流域：馬淵川、閉伊川、北上川、阿武隈川）

- (3) 全般に積雪量が多く、地質的にもぜい弱な山地が多い本州北部の日本海側の各広域流域については、山地災害防止機能の維持増進に配慮し、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持することとする。

また、脊稜山地地帯等の原生的な森林については、その保存に努めることとする。

（該当広域流域：岩木川、米代・雄物川、最上川、阿賀野川、信濃川、神通・庄川、九頭竜川）

- (4) 気候が温暖で、下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている関東、中部の太平洋側の各広域流域については、水源かん養機能及び山地災害防止機能の維持増進を図るため、立地条件に応じて育成複層林施業、長伐期施業

への転換を計画的に推進することとする。また、都市近郊等においては、生活環境保全機能の維持増進に配慮しつつ、森林の適切な保全に努めるとともに、森林空間の整備、広葉樹林の造成等多様な森林の整備を推進することとする。

（該当広域流域：那珂川、利根川、相模川、富士川、天竜川、木曽川）

- (5) 全般に地形が急しゅんであるが、温暖多雨でスギ、ヒノキ等の集約的な育成単層林施業が展開され、林業の成熟度が高い南近畿、四国東部の各広域流域については、保護樹帯の適切な配置等地力の維持及び山地災害防止機能の維持増進に配慮し、多様な木材需要に弾力的に対応できるよう、長伐期施業等への転換を推進することとする。

（該当広域流域：宮川、新宮川、紀ノ川、吉野川）

- (6) 降水量が少なく、深層風化した花崗岩等のぜい弱な地質からなる山地が多い西日本の各広域流域については、スギ・ヒノキ等の育成単層林の除伐・間伐を山地災害防止機能の維持増進に配慮して計画的に実施し、健全な森林の育成に努める。また、特に下流平野部に人口ちゅう密な都市が形成されている河川の上流の水源山地においては、育成複層林施業、長伐期施業への転換を推進し、水源のかん養等の公益的機能の維持増進を図ることとする。

さらに、特に降水量の少ない瀬戸内海沿岸部においては、天然力の活用を主体として森林生産力の維持増進を図るため、林地の改良、広葉樹の導入等を推進することとする。

（該当広域流域：由良川、淀川、加古川、高梁・吉井川、円山・千代川、江の川、芦田・佐波川、高津川、重信・肱川）

- (7) 温暖で降雨量が多く、スギ・ヒノキを主体とした育成単層林施業が積極的に行われている南四国、九州の各広域流域については、収穫段階に達する森林が急増することから、山地災害防止機能の維持増進に配慮しつつ、木材需要に弾力的に対応できるよう長伐期施業等への転換を計画的に推進することとし、特に、人口ちゅう密な都市が形成されている九州北部の上流の水源山地においては、育成複層林施業への転換を推進することとする。

また、しいたけ原木の安定的供給を確保するため、クヌギ等の育成単層林施業を積極的に推進することとする。

（該当広域流域：物部・四万十川、遠賀・大野川、筑後川、本明川、
菊池・球磨川、大淀川、川内・肝属川）

(8) 沖縄の広域流域については、台風の常襲地帯であるとともに、河川の流路延長が短いこと、また、固有の動植物が生息していることから、水源かん養機能の維持増進、貴重な種の保存に配慮し、天然力を活用した適切な施業を推進することとする。

（該当広域流域：沖縄）

第2表 森林整備の目標

広域流域	育成単層林面積		育成複層林面積		天然生林面積	
	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末
全 国	10,434	10,159	675	1,585	14,092	13,373
天 塩 川	237	234	71	129	629	569
石 狩 川	302	294	94	152	777	719
網走・湧別川	290	273	75	145	410	354
十勝・釧路川	343	335	69	179	843	736
沙 流 川	132	123	45	80	393	363
渡島・尻別川	212	211	29	58	616	585
岩 木 川	125	118	13	29	190	178
馬 淵 川	221	209	26	60	227	206
閉 伊 川	194	194	4	11	269	260
北 上 川	372	363	9	36	423	401
米代・雄物川	410	405	4	33	426	397
最 上 川	184	184	2	10	485	468
阿 武 隈 川	298	292	27	44	323	311
阿 賀 野 川	145	144	20	27	587	571
信 濃 川	329	313	21	46	786	767
那 珂 川	189	181	3	20	138	132
利 根 川	477	459	8	35	583	572
相 模 川	85	81	6	10	110	108
富 士 川	293	288	21	32	296	290
天 竜 川	242	229	16	34	201	194
神通・庄川	129	128	4	13	415	404
九 頭 竜 川	186	171	5	25	321	313
木 曽 川	515	504	11	54	462	433
由 良 川	116	113	3	9	187	183
淀 川	225	216	3	18	277	271
宮 川	144	137	9	17	97	96
新 宮 川	254	249	3	12	162	159
紀 ノ 川	160	158	1	5	85	83
加 古 川	144	145	8	12	237	231
高梁・吉井川	224	230	6	14	312	299
円山・千代川	230	228	5	15	201	192
江 の 川	238	249	4	11	367	348
芦田・佐波川	215	216	6	15	403	392
高 津 川	118	118	1	6	167	162
重 信・肱川	174	166	9	20	162	158
吉 野 川	257	252	2	11	142	137
物部・四万十川	430	418	6	25	217	211
遠賀・大野川	270	247	2	36	190	179
筑 後 川	228	217	2	18	97	93
本 明 川	105	96	7	17	133	130
菊池・球磨川	298	282	3	23	165	161
大 淀 川	370	367	3	15	218	210
川内・肝属川	310	308	6	15	273	267
沖 縄	15	13	3	9	87	82

注) 1 現況については、平成7年3月31日現在の数値である。

2 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合

3 3区分別整備対象面積は、本計画策定の基礎数値として算出したものである。

(単位 面積：千ha 蓄積：m³/ha)

森林蓄積(ha当り)		林道整備率(%)		3区分別整備対象面積(参考)		
現況	計画期末	現況	計画期末	水土保持林	森林と人の共生林	資源の循環利用林
139	179	44	64	13,046	5,519	6,553
87	99	29	44	535	126	271
148	184	35	51	570	391	204
123	156	43	58	434	120	218
119	138	35	50	684	262	304
108	126	35	54	292	124	151
83	102	34	52	463	182	208
124	152	46	64	165	82	77
130	166	48	71	241	86	148
129	167	42	70	255	55	156
125	161	43	62	392	136	275
132	173	47	63	372	153	312
101	129	40	53	303	211	147
170	222	47	64	277	147	225
101	117	37	52	405	194	143
129	155	52	66	529	320	278
197	256	53	77	143	93	97
178	221	47	63	446	371	249
150	201	50	71	93	87	18
132	178	55	79	325	153	130
167	205	51	70	277	87	93
109	131	49	70	299	166	79
143	190	57	75	293	104	112
176	211	57	79	642	183	163
141	182	32	53	212	34	58
141	181	37	52	322	113	67
139	195	43	66	122	49	79
193	247	39	66	218	51	151
226	300	41	75	123	38	86
137	183	34	51	181	119	88
119	163	46	71	225	136	182
158	213	36	60	309	76	49
129	164	35	59	259	73	279
142	177	43	63	293	140	190
142	184	37	59	117	61	108
145	205	44	72	168	76	100
165	223	45	67	251	48	100
169	231	51	75	302	68	286
154	218	51	83	286	89	85
209	294	50	76	174	79	73
130	171	61	82	112	58	74
184	258	44	68	222	143	101
176	253	53	77	363	93	134
153	210	54	78	318	96	176
101	120	34	62	35	42	28

である。

森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

1 施業に関する基本的事項

(1) 施業方法

森林施業を実施するに当たっては、に定める森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

ア 育成単層林施業

気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 保育、間伐については、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

a 下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこと。

また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高

により判断すること。

- b 除伐は、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。
- c 間伐は、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率、繰り返し期間により行うこと。

イ 育成複層林施業

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によること。
- b 漸伐又皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。
- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(イ) 更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業、除伐、間伐等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うこととする。

- a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
- b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
- c 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
- d 除伐、間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うこと。

(ウ) 更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、アのうち植栽に係る更新、保育、間伐についての留意事項に準じて施業を行うこととする。

ウ 天然生林施業

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐については、イの留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第3条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 森林の保護・管理

森林の保護・管理については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害、獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配意して適時適切に行うこととする。

ア 病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

イ 山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

(3) その他

市町村森林整備計画において定める標準伐期齢については、樹種ごとに、

平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等を著しく異にする地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

2 資源の循環利用林の施業に関する事項

木材等生産機能の維持増進を特に図るため、森林施業の集約化、団地化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた樹種、径級に対応できるよう、適切な保育・間伐等を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な林木を有する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画

1 に定める施業に関する基本的事項を踏まえ、 の 2 に定める森林整備の目標の実現を図るため、計画期間中の伐採立木材積及び造林面積を第 3 表のとおり計画する。

公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の設定の考え方

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全又は保健文化の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとし、 の 1 に定める森林の区分のうち、「水土保持林」及び「森林と人との共生林」に区分することとする。

なお、公益的機能別施業森林以外の森林については、 の 1 に定める森林の区分のうち、「資源の循環利用林」の区域に当たることとなる。

2 公益的機能別森林施業に関する事項

(1) 水土保持林

水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、高齢級の森林への誘導や伐採にともなう裸地面積の縮小・分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小・分散、伐採年齢の長期化を図ることとする。

特に、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全等を特に図る観点から、伐採年齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や、常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業の推進を図ることとする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や、複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹の導入による針広混交林化を推進する。

(2) 森林と人との共生林

生活環境保全機能、保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息地の減少・分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林においては、快適な森林環境や優れた森林景観を保全・創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業や、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要がある森林における景観維持のための育成単層林施業等の推進に努めるほか、保健機能森林の設定による森林保健施設の適切な整備と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間の創出や、地域住民や都市部住民の参画を得るなど国民に開かれ

た里山林等の整備を推進することとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持・創出に不可欠な森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林

公益的機能別施業森林のうち、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第7条の2に規定されている森林以外の森林であって、国土の保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能を維持増進するため特に伐採の方法又は造林の方法を定める必要のある森林がある場合には、市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画において次の基準に従い箇所ごとに定めることとする。

なお、特定する伐採の方法又は造林の方法は、当該森林に係わる自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならない。

(1) 伐採の方法を特定する森林は、第4表の基準に該当する森林とする。

また、特定する伐採の方法は択伐によることを原則とし、適切な伐区の形状・配置、保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができる場合には、帯状伐採等の小面積の皆伐によることができるものとする。

(2) 造林の方法を特定する森林は、その自然的条件等からみて、人工造林又は更新補助作業によって確実な成林が見込まれる伐採跡地、未立木地等であって、速やかに更新しなければ当該箇所及びその周辺に雪崩、寒害、風水害等の被害を及ぼすおそれのあるものとする。

造林の方法は、人工造林又は刈出し、植込み等の更新補助作業によることとする。

また、林地を改良する必要がある森林は、第5表の(1)の基準に該当する森林であって、林地の改良を図ることによって地力を早期に回復し、林木の成長促進が期待されるものとする。

改良の方法は、林地の現状に応じて土壌の理化学性を改良することを主眼

とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給等を行うこととする。

林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

1 林道の開設に関する計画

林道の開設については、 の 2 に定める森林整備の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとし、林道開設量を第 3 表のとおり計画する。

この場合、開設する林道の路線配置及び規格・構造等の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

(1) 水土保持林

水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するなど、地形の改変と抑制とのバランスを図ることとする。また、必要に応じて排水対策に資する施設やモノレールなどの活用を図るとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取組を行うものとする。

(2) 森林と人との共生林

森林体験活動の場や健康づくりの場としての森林と人とのふれあいを重視する森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を選択するものとする。

また、景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とする。

(3) 資源の循環利用林

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、高性能林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進することとする。

なお、公道と連絡し、森林と山村及び都市とを結ぶなど路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造と

なるよう配慮する。

また、育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する作業道等の適切な組合せによる林内路網としての整備を推進することとし、おおむね50m/haを目安として整備するよう努めることとする。

2 搬出の方法を特定する森林

搬出の方法を特定する森林は、第5表の(2)の基準に該当する森林であつて、特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は林地の保全に支障を生ずるものとする。

搬出の方法は、地表の損傷を極力行わないよう架線集材等によることとする。

森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林施業の共同化の促進

森林施業の共同化の促進については、市町村、森林組合等による地域協議会の開催、普及啓発活動の促進、森林所有者等へ施業や経営の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある林業経営体や林業事業体への施業・経営の集約化を図るとともに、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等雇用手続の改善及び事業量の安定的確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上、基幹的労働者の養成等の事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技

術の普及指導に積極的に取り組むとともに、林業事業体への新規就業の円滑化のための支援措置を促進するものとする。

(3) 林業機械化の促進

林業機械化の促進については、我が国の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能、小型、軽量の林業機械の開発導入を図るものとする。

また、傾斜等自然的条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した作業システムの導入とその普及定着を推進するとともに、育林用や伐出用の高性能林業機械を活用し、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進するものとする。

さらに、これと併せ、高性能林業機械の導入及び効率的な利用を確保するため、地域の特質を踏まえ、機械の共同利用組織の設立等、林業機械の利用体制の整備に積極的に取り組むものとする。

また、林業機械の導入に不可欠である林道、作業道による林内路網の整備を積極的に推進するものとする。

(4) 流通・加工体制の整備

流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、品質や性能が明確で需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給し得る体制の整備を地域一体となって推進するよう努めるものとする。

(5) その他

山村等の定住条件の整備の一環として、生活環境施設等の整備に努めるものとする。

森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の機能の維持増進が図られるよう森林の施業・管理の適切な実施、保

安施設事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林制度、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。また、第5表の(3)の基準に該当する森林については林地の保全に特に留意するものとする。

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全でうるおいのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとする。

また、土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

保安施設に関する事項

1 保安林の整備

保安林の指定については、流域における保安林の配備状況等を踏まえ、良質な水の安定的な確保、国土の開発、都市化の進展等に伴う山地災害の防備、身近な緑の保全等に対する国民の要請が高まっていること等を勘案し、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進することとし、保安林指定量を第3表のとおり計画する。

具体的には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点をおくこととし、その配備を計画的に推進する。

なお、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、当該目的に即して機能することを確保するため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められるものについては、造林等の必要な施業を積極的かつ計画的に実施することとする。

2 保安施設事業

保安施設事業については、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の保全施設を計画的に推進することとし、保安施設事業の計画量を第3表のとおり計画する。

森林の保健機能の増進に関する事項

保健文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進するものとし、その森林の保健機能の増進については、次によることとする。

1 保健機能森林の設定の方針

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設（以下「施設」という。）の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

2 保健機能森林の整備の方針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水資源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施することとする。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持、利用の利便性にも配慮し、間伐及び除伐等の保育を積極的に行うこととする。

また、施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととする。

3 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うこととする。

第3表 計 画 量

(単位

広 域 流 域	伐採立木材積			造林面積		林道開設量
	総 数	主 伐	間 伐	人 工 林	天 然 新	
全 国	45,964	26,561	19,403	844	1,353	46.7
天 塩 川	850	504	346	20	115	1.5
石 狩 川	1,182	517	665	19	101	1.8
網走・湧別川	1,685	724	961	29	106	1.3
十勝・釧路川	2,217	1,102	1,115	39	208	2.0
沙 流 川	713	335	378	11	63	1.2
渡島・尻別川	682	371	311	19	54	1.4
岩 木 川	575	300	275	8	25	0.7
馬 淵 川	1,445	901	544	18	49	1.2
閉 伊 川	1,251	910	342	10	37	1.2
北 上 川	1,823	1,151	672	25	49	1.5
米代・雄物川	1,972	1,195	777	29	31	1.4
最 上 川	725	537	188	12	13	0.7
阿 武 隈 川	1,369	996	372	20	36	1.2
阿 賀 野 川	626	494	132	10	41	0.9
信 濃 川	983	571	412	22	25	1.2
那 珂 川	1,124	585	539	15	17	0.8
利 根 川	1,414	792	622	29	27	1.5
相 模 川	201	125	76	5	7	0.4
富 士 川	879	479	400	16	12	1.2
天 竜 川	834	410	425	19	12	0.8
神通・庄川	416	228	188	8	9	1.0
九 頭 竜 川	504	344	161	16	8	0.8
木 曽 川	1,522	769	753	36	39	2.2
由 良 川	356	228	128	7	6	0.5
淀 川	712	454	258	16	7	0.7
宮 川	293	146	148	9	4	0.5
新 宮 川	1,053	635	419	27	7	1.1
紀 ノ 川	685	423	262	17	4	0.6
加 古 川	430	310	120	9	7	0.5
高梁・吉井川	885	579	306	21	16	1.1
円山・千代川	708	482	226	19	9	1.0
江 の 川	1,228	1,033	195	26	28	1.3
芦田・佐波川	1,097	858	239	18	11	1.0
高 津 川	577	455	122	8	15	0.4
重 信・肱川	894	296	598	15	13	0.9
吉 野 川	894	503	391	23	8	0.9
物部・四万十川	1,939	979	960	43	14	1.6
遠賀・大野川	1,318	658	661	25	26	1.3
筑 後 川	1,490	805	685	33	11	1.2
本 明 川	484	318	167	5	15	0.4
菊池・球磨川	1,850	912	938	29	20	1.1
大 淀 川	2,318	1,173	1,145	34	23	1.5
川内・肝属川	1,720	940	781	25	27	1.4
沖 縄	37	36	1	3	1	0.2

注) 水源かん養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指

材積：万m³ 開設量：千km 面積：千ha 箇所：百箇所)

保安林の指定面積				保安施設事業	
総 数	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林	保安林の整備 (面積)	保全施設 (箇所)
1,660.5	1,044.1	447.1	169.3	594.1	384.4
304.5	247.9	46.2	10.4	10.5	2.9
32.7	18.9	4.9	8.9	32.2	4.5
221.7	151.7	62.9	7.2	10.8	2.9
95.2	62.2	25.9	7.1	17.8	4.6
37.8	23.2	5.6	8.9	11.2	5.0
88.0	44.7	27.9	15.4	19.1	7.9
7.4	3.1	1.4	2.9	5.2	2.3
19.7	16.3	2.4	0.9	8.2	4.4
15.7	9.5	4.2	2.0	6.4	4.2
24.6	10.1	6.8	7.6	11.3	6.7
29.3	16.5	6.0	6.7	17.6	10.9
20.8	6.0	11.9	2.9	8.3	2.9
43.7	35.1	7.0	1.6	6.6	8.9
29.3	19.9	8.0	1.4	7.0	7.3
32.6	10.3	17.6	4.7	22.4	14.2
30.6	25.8	3.3	1.6	6.5	4.9
43.1	24.2	9.8	9.1	18.3	25.1
4.5	0.8	2.5	1.3	7.3	5.4
10.3	2.5	6.0	1.8	16.7	15.6
19.0	9.5	7.7	1.8	20.7	10.2
18.7	8.8	2.6	7.3	11.4	9.6
10.3	2.9	3.5	3.9	10.3	6.3
38.8	25.6	11.3	1.9	29.9	34.0
11.7	4.2	6.0	1.5	7.7	5.1
25.0	8.5	9.4	7.1	14.0	8.9
5.7	1.6	3.2	0.9	6.0	3.8
17.0	9.9	4.5	2.6	17.4	8.3
10.5	3.2	5.4	2.0	9.7	5.4
8.3	2.9	2.7	2.7	9.5	3.7
10.7	3.7	4.5	2.4	14.3	9.5
16.1	8.9	5.6	1.6	15.7	7.3
19.9	10.5	8.4	1.0	16.5	12.6
15.1	3.3	9.4	2.4	16.1	13.5
13.0	4.0	7.2	1.8	6.7	4.8
18.1	5.5	10.2	2.4	14.5	6.9
19.9	10.0	5.9	4.0	17.6	5.7
42.6	23.7	15.6	3.4	22.8	11.3
29.9	13.9	13.2	2.8	15.8	15.2
27.1	13.4	10.7	2.9	13.7	14.2
15.4	4.5	8.9	2.1	5.1	3.4
37.3	26.2	9.9	1.1	13.9	11.8
59.0	46.9	10.9	1.2	23.0	12.1
72.8	60.3	8.5	3.9	18.1	18.5
7.1	3.5	1.6	2.0	0.5	1.6

のための保安林とは、第2号から第7号までの目的、保健、風致の定める保安林をいう。

第4表 伐採の方法を特定する森林の指定基準

(1) 更新を確保するため、伐採の方法を特定する森林	「水土保持林」又は「森林と人との共生林」のうち、次のいずれかに該当する森林であって、自然条件が著しく劣悪なため、伐採方法を特に定めなければ伐採跡地の更新の確保が困難になるおそれのあるもの。 (ア) 土 壌 - a ポドゾル土壌から成っている箇所であること。 - b 黒色土壌であって表層から力ベ状構造をもっているものから成っている箇所であること。 - c 褐色森林土等であって表土が薄く乾性なものから成っている箇所であること。 - d 過湿な土壌から成っている箇所であること。 - e 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち未熟な土壌から成っている箇所であること。 (イ) 気象等 - a 雪崩の発生するおそれが強い箇所であること。 - b 風衝地であること。 - c 寒風害のおそれの強い箇所であること。 - d 霜害のおそれの強い箇所であること。
(2) 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を特定する森林	「森林と人との共生林」のうち、次のいずれかに該当する森林。 (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 (エ) 貴重な動植物の保護のため必要な森林。

(3) 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を特定する森林	「森林と人との共生林」のうち、次のいずれかに該当する森林。 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。 (ウ) 気象緩和，騒音防止等の機能を発揮している森林。
(4) 農地，林地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を特定する森林	「水土保持林」のうち、次の条件のいずれかに該当する森林であって、特に伐採方法を定めなければ土砂の崩壊若しくは流出，雪崩又は落石を引き起こし，農地，林地又は道路その他の施設を損傷するおそれがあるもの。 (ア) 地 形 - a 傾斜が急な箇所であること。 - b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。 - c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。 (イ) 地 質 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 - c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 - d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 - b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 - c 石礫地から成っている箇所であること。 - d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

第5表 林地を改良する必要のある森林，搬出の方法を特定する森林並びに
林地の保全に特に留意すべき森林の指定基準

(1) 林地を改良する必要のある森林	次のいずれかに該当する森林であって，土壤の理化学性の改良を図る必要のあるもの。 (ア) 赤色土壤から成っている箇所であること。 (イ) 黒色土壤であって表層からカベ状構造をもっているものから成っている箇所であること。 (ウ) 花崗岩，石英粗面岩等の深層風化地帯又は新第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち侵食を受けている土壤から成っている箇所であること。 (I) その他既往の施業に起因してせき悪化している土壤の箇所であること。
(2) 搬出方法を特定する森林	次のいずれかに該当する森林であって，特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり，森林の更新又は林地の保全に支障を生ずるもの。 (ア) 地 形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。 (イ) 地 質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。

(3) 林地の保全に特に留意すべき森林	次のいずれかに該当する森林であって，林地の保全に特に留意する必要があるもの。 (ア) 地 形 - a 傾斜が急な箇所であること。 - b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。 - c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。 - d 谷密度の大きい地区であること。 - e 起伏量の大きい地区であること。 (イ) 地 質 - a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 - b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 - c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 - d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壌等 - a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 - b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 - c 石礫地から成っている箇所であること。 - d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。 (I) 気 象 - a 短時間に強い雨が降る頻度が高い地区であること。 - b 凍土，霜柱の害のおそれが強い地区であること。
----------------------------	--

別紙

全国森林計画広域流域位置図

番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域
1	天塩川	16	那珂川	31	円山・千代川
2	石狩川	17	利根川	32	江の川
3	網走・湧別川	18	相模川	33	芦田・佐波川
4	十勝・釧路川	19	富士川	34	高津川
5	沙流川	20	天竜川	35	重信・脇川
6	渡島・尻別川	21	神通・庄川	36	吉野川
7	岩木川	22	九頭竜川	37	物部・四万十川
8	馬淵川	23	木曽川	38	濃賀・大野川
9	閉伊川	24	山良川	39	筑後川
10	北上川	25	淀川	40	木明川
11	米代・雄物川	26	宮川	41	菊池・球磨川
12	最上川	27	新宮川	42	大淀川
13	阿武隈川	28	紀ノ川	43	川内・肝属川
14	阿賀野川	29	加古川	44	神
15	信濃川	30	高梁・百井川		

凡 例

—	広域流域界
---	都道府県界
○	広域流域番号

